

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	香川芳文
同	高城宗幸

1 監査対象部局 人事委員会事務局

2 監査対象年度 平成28年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
人事委員会事務局	平成29年5月25日

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ適正な執行に留意するよう要望した。